

第九十六回国会 社会労働委員会 議 録 第一号

本国会召集日(昭和五十六年十二月二十一日)(月曜日)(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

委員長 山下 徳夫君
理事 今井 勇君 理事 戸井田三郎君
理事 戸沢 政方君 理事 田口 一男君
理事 森井 忠良君 理事 平石磨作太郎君
理事 米沢 隆君
小沢 辰男君 大石 千八君
金子 岩三君 唐沢俊二郎君
木野 晴夫君 古賀 誠君
斎藤滋与史君 白川 勝彦君
竹内 黎一君 谷垣 專一君
友納 武人君 中尾 栄一君
長野 祐也君 丹羽 雄哉君
葉梨 信行君 浜田卓二郎君
深谷 隆司君 船田 元君
牧野 隆守君 池端 清一君
枝村 要作君 金子 みつ君
川本 敏美君 佐藤 諒君
榎野 泰二君 永井 孝信君
大橋 敏雄君 塩田 晋君
浦井 洋君 小沢 和秋君
菅 直人君 柿澤 弘治君

十二月二十一日

山下徳夫君委員長辞任につき、その補欠として唐沢俊二郎君が議院において、委員長に選任された。

昭和五十六年十二月二十一日(月曜日)

午後一時五分開議

出席委員

委員長 唐沢俊二郎君

第一類第七号

社会労働委員会議録第一号 昭和五十六年十二月二十一日

十二月二十一日

理事湯川宏君同月二日委員辞任につき、その補欠として深谷隆司君が理事に当選した。

同日

理事戸井田三郎君及び森井忠良君同日理事辞任につき、その補欠として大石千八君及び金子みつ君が理事に当選した。

理事 今井 勇君 理事 大石 千八君
理事 戸井田三郎君 理事 戸沢 政方君
理事 深谷 隆司君 理事 金子 みつ君
理事 田口 一男君 理事 森井 忠良君
理事 平石磨作太郎君
小沢 辰男君 古賀 誠君
白川 勝彦君 竹内 黎一君
谷垣 專一君 長野 祐也君
丹羽 雄哉君 葉梨 信行君
浜田卓二郎君 船田 元君
山下 徳夫君 池端 清一君
枝村 要作君 川本 敏美君
佐藤 諒君 永井 孝信君
大橋 敏雄君 塩田 晋君
浦井 洋君 小沢 和秋君
菅 直人君 柿澤 弘治君
出席國務大臣
厚生 大臣 森下 元晴君
労働 大臣 初村滝一郎君
出席政府委員
厚生政務次官 津島 雄二君
厚生省医務局長 大谷 藤郎君
労働政務次官 逢沢 英雄君
委員外の出席者
社会労働委員会 河村 次郎君
調査室長

十二月二十一日

労働基準法の一部を改正する法律案(森井忠良君外三名提出、第九十四回国会衆法第一七号)
雇用保険法の一部を改正する法律案(池端清一君外四名提出、第九十四回国会衆法第三一七号)
母子保健法、健康保険法等の一部を改正する法律案(金子みつ君外五名提出、第九十四回国会衆法第三四号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任
国政調査承認要求に関する件
厚生関係の基本施策に関する件
歯科技工法の一部を改正する法律案起草の件

○唐沢委員長 これより会議を開きます。

議事に入るに先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、皆様方の御推挙によりまして、先ほどの本会議において私が当委員会の委員長に就任いたしました。

御承知のとおり、今日厳しい経済社会情勢のもと、医療、福祉、雇用等、国民生活に密着した諸問題につきまして国民各界各層から強い関心が寄せられております折から、当委員会の任務はますます重要であると存する次第でございます。

このような時期に当委員会の委員長に就任し、まことに光栄に存じますと同時に、その職責の重大さを痛感いたしておる次第でございます。

もとより微力ではございますが、練達堪能なる委員各位の御指導と御協力を賜りまして、円満な委員会の運営を行い、当委員会に課せられた使命

達成のため最善を尽くす所存でございます。

ここに皆様方の特段の御支援と御鞭撻をお願い申し上げます。ごあいさつといたします。(拍手)

○唐沢委員長 理事辞任の件についてお諮りいたします。

理事戸井田三郎君及び森井忠良君より理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○唐沢委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

引き続き、理事補欠選任の件についてお諮りいたします。

ただいまの理事辞任及び去る二日の湯川宏君の委員辞任に伴い、理事が三名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じますが、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○唐沢委員長 御異議なしと認めます。

それでは、理事に
大石 千八君 深谷 隆司君
及び 金子 みつ君
を指名いたします。

○唐沢委員長 国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

厚生関係の基本施策に関する事項
労働関係の基本施策に関する事項
社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項

労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項

以上の各事項について、その実情を調査し、対策を樹立するため、小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等の方法により、本会期中調査を進めたいと存じます。

つきましては、衆議院規則第九十四条により、議長長の承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○唐沢委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○唐沢委員長 この際、厚生大臣及び労働大臣並びに両政務次官からそれぞれ発言を求められておりますので、順次これを許します。森下厚生大臣。

○森下國務大臣 先般の鈴木内閣の改造により、厚生大臣に就任いたしました森下元晴でございます。社会労働委員会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

経済の安定成長における人口構成の急速な高齢化など、今後の厚生行政を取り巻く環境には厳しいものがあり、また、老人保健制度の創設、年金制度の改革など緊急に対応を迫られている問題が山積しております。

私は、委員各位の御指導、御鞭撻を得ながら専心努力し、国民福祉の着実な前進を図るため、これらの問題を一つ一つ解決してまいりたいと考えております。

何とぞ御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○唐沢委員長 初村労働大臣。

○初村國務大臣 当委員会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。このたび労働行政をあずかることになりました初村滝一郎でございます。

わが国の経済社会の今後の健全な発展を図る上

においては、どうしても人の問題を扱う労働行政の果たす役割がますます重大であろうかと思えます。また、現在わが国を取り巻く厳しい情勢の中で、特に国内では高齢化社会の急速な到来、また対外的には貿易摩擦問題等が数多くあります。

この重要な時期に労働大臣を拝命いたしました。その重要性を痛感しているところであります。私は、総理からも先般特に指示されましたとおり、労使を初め関係者の理解と信頼の上に立つて労働行政を推進していく所存でございます。

どうかそういう意味におきまして、今後委員各位の皆様方の力強い御支援を賜りますように御指導、御鞭撻を特別にお願いを申し上げます。簡単でございますが、ごあいさつにかえします。

ありがとうございます。（拍手）

○唐沢委員長 津島厚生政務次官。

○津島政府委員 このたび厚生政務次官に就任いたしました津島雄二でございます。

厚生行政を取り巻く環境がきわめて厳しいという点につきましましては、ただいま大臣からお話があったとおりでございます。

その中で今回の大役を授かった次第でございます。委員各位の御指導、御鞭撻を得まして、これからの高齢化社会を迎えてわが国の社会保障制度の確立のために全力を挙げて働く所存でございますので、どうか今後の御協力をお願いを申し上げます。

ありがとうございます。（拍手）

○唐沢委員長 逢沢労働政務次官。

○逢沢政府委員 逢沢英雄でございます。

先般の内閣改造によりまして労働省の政務次官を拝命いたしました。大変責任を痛感いたしております。今後、諸先生方、大変いろいろとお世話になります。どうか格別の御指導、御鞭撻を賜りますようお願いをいたしましてごあいさついたします。

どうかよろしく願います。（拍手）

○唐沢委員長 厚生関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

歯科技工法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般来各会派間において御協議いただき、意見の一致を見ましたので、委員長において草案を作成し、委員各位のお手元に配付いたしました。その起草案の趣旨及び内容について、委員長から簡単に御説明申し上げます。

近年、歯科医学、医療の進歩により歯科医療の内容が高度化するとともに、人口の高齢化等により歯科医療の需要は増大しており、歯科医療における歯科技工士の担う役割はますます重要なものとなっております。

このため、本案は、歯科技工士の免許権者を厚生大臣とすること等により、歯科技工士の社会的地位の向上を図り、もって歯科技工業がより適正に行われるようにしようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、歯科技工士の免許権者を都道府県知事から厚生大臣に改めること。

第二に、歯科技工士試験は厚生大臣が行うものとし、試験に関する事務の全部または一部を都道府県知事に委任することができるものとする。

第三に、この法律の施行の際現に歯科技工士の免許を受けている者は改正後の歯科技工法の規定による免許を受けた者とみなすほか、所要の経過措置及び試験についての暫定措置を講ずること。

以上が本起草案の趣旨及び内容であります。

歯科技工法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○唐沢委員長 この際、本起草案について、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣の意見を聴取いたします。森下厚生大臣。

○森下國務大臣 歯科技工法の一部を改正する法律案については、政府としては、やむを得ないものと考えます。

○唐沢委員長 採決いたします。

お手元に配付いたしております草案を歯科技工法の一部を改正する法律案の草案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○唐沢委員長 起立総員。よって、さよう決しました。

委員長において所要の提出手続をとることいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後一時十五分散会

歯科技工法の一部を改正する法律案
歯科技工法の一部を改正する法律
歯科技工法昭和三十年法律第六十八号の一
部を次のように改正する。

第二条第二項中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改める。

第六条中「都道府県」を「厚生省」に改める。

第七条第二項中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改める。

第八条中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改め、同条に次の二項を加える。

3 都道府県知事は、歯科技工士について前二項の処分が行われる必要があると認めるときは、その旨を厚生大臣に具申しなければならぬ。

4 第二項の規定により免許を取り消された者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適當であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、前条第一項及び第二項の規定を準用する。

○唐沢委員長 この場合においては、前条第一項及び第二項の規定を準用する。

第九条第一項中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改め、「前条」の下に「第一項又は第二項」を加え、同条第三項中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改め、「前条」の下に「第一項又は第二項」を加える。

第十二条第一項中「第十四条第一号に規定する歯科技工士養成所の所在地の都道府県知事」を「厚生大臣」に、「少くとも」を「少なくとも」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 厚生大臣は、政令の定めるところにより、試験に関する事務の全部又は一部を、都道府県知事に委任することができる。

3 厚生大臣は、歯科医師試験委員に、前項の規定によつて都道府県知事に委任した事項を除くほか、試験問題の作製、採点その他試験の施行に關して必要な事務をつかさどらせるものとする。

第十三条中、「歯科技工士試験審議会の委員」を削る。

第十四条第三号中「厚生大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適當と」を「厚生大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する」とに改める。

第十五条中、「都道府県知事は」を削る。

附 則

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

（試験に関する暫定措置）

第二条 改正後の歯科技工法（以下「新法」という。）第十二条第一項に規定する試験は、当分の間、新法第十四条第一号に規定する歯科技工士養成所の所在地の都道府県知事が、毎年少なくとも一回これを行うものとする。

（旧法の規定による免許を受けた者）

第三条 この法律施行の際現に改正前の歯科技工法（以下「旧法」という。）第三条の規定による歯科技工士の免許を受けている者は、新法第三条の規定による歯科技工士の免許を受けた者とみなす。

（旧法の規定による歯科技工士名簿）
第四条 旧法第六条の規定による歯科技工士名簿は、新法第六条の規定による歯科技工士名簿の一部とみなす。

（旧法の規定による歯科技工士名簿への登録）
第五条 旧法第七条第一項の規定によつてなされた歯科技工士名簿への登録は、新法第七条第一項の規定によつてなされた歯科技工士名簿への登録とみなす。

（旧法の規定による歯科技工士免許証）
第六条 旧法第七条第二項の規定によつて交付された歯科技工士免許証は、新法第七条第二項の規定によつて交付された歯科技工士免許証とみなす。

（旧法による処分及び手続）
第七条 この附則に特別の規定があるものを除くほか、旧法によつてした処分、手続その他の行為は、新法中にこれに相当する規定があるときは、新法によつてしたものとみなす。

（罰則に関する経過規定）
第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（厚生省設置法の一部改正）
第九条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中第三十九号の三を第三十九号の四とし、同条第三十九号の二中、「歯科技工士」を削り、同号の次に次の一号を加える。

三十九の三 歯科技工士の養成所を指定し、並びに歯科技工士の試験、免許及び登録を行い、並びに免許を取り消し、及び業務の停止を命ずること。

（登録免許税法の一部改正）

第十条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。
別表第一第二十三号（イ）(3)中「又は視能訓練士」を「視能訓練士又は歯科技工士」に改め

る。
本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、昭和五十七年度において約四百万円の見込みである。

昭和五十七年一月七日印刷

昭和五十七年一月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局